



## 面接指導制度に係る法令改正のご案内

池戸 宏光

衛生規則（以下、「安衛則」という）第52条の2第1項）

面接指導の対象となる要件をこれまでの1週間当たり40時間を超え時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えから80時間を超えに拡充されます。なお、面接指導は従来のとおり労働者からの申出により行うものです。

### 2、研究開発業務従事者に対する面接指導（法第66条の8の2第1項及び安衛則第52条の7の2第1項、第2項）

時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた場合には、当該労働者からの申出なしに面接指導を行うこととなります。実施しない場合は、新たに罰則の適用が設けられました。また、時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えない場合であっても、80時間を超え、

かつ、疲労の蓄積が認められた場合で申出があれば面接指導を実施することになります。なお、高度プロフェッショナル適用者についても、1月当たり健康管理時間が100時間を超えた場合には、申出なしに面接指導を実施することになります。（法第66条の8の4）罰則の適用もありません。

かつ、疲労の蓄積が認められた場合で申出があれば面接指導を実施することになります。なお、高度プロフェッショナル適用者についても、1月当たり健康管理時間が100時間を超えた場合には、申出なしに面接指導を実施することになります。（法第66条の8の4）罰則の適用もありません。

### 3、労働者への労働時間に関する情報の通知（安衛則第52条の2第3項）

時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者（研究開発業務従事者で1月当たり100時間を超えた者及び高度プロフェッショナル適用者を除く）に対し、速やかに（概ね2週間以内）、超えた時間に関する情報を通知することになります。なお、管理監督者及びみなし労働時

間制が適用される労働者を含め、全ての労働者に適用されます。また、80時間を超えた時間に関する情報については、従来通り産業医に提供することになります。（安衛則第14条の2第2号）

### 4、労働時間の状況の把握（法第66条の8の3 安衛則52条の7の3第1項第2項）

対象労働者は、高度プロフェッショナル適用者を除き研究開発業務従事者、管理監督者、裁量労働制適用者、みなし労働時間制適用者を含めた全ての労働者となります。把握方法は、原則として、タイムカードによる記録、パソコンの使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働時間の状況を把握することが示されています。

また、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存することとなります。（安衛則第52条の7の3第2項）

5、施行期日  
平成31年4月1日

### 《参考通達》

平成30年9月7日基発0907第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法の施行等について」  
平成30年12月28日基発1228第16号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」  
（池戸労務安全管理事務所 長）

昨年、働き方改革関連法案の改正が行われ、長時間労働による脳・心臓疾患等発症のリスクがある労働者を見逃さないよう、労働者の健康管理を強化するため医師による面接指導制度の強化が図られました。

改正内容は次のとおりです。

1、面接指導の対象となる労働者の要件（労働安全衛生法（以下、「法」という）第66条の8第1項及び労働安全